

農業経営者のみなさん

青色申告

を始めましょう

思っていたより、ずいぶん
簡単だったね！



 e-Tax も
便利だしね！

青色申告は
かんたん！

現金出納帳等を整備して、日々の取引を
残高まで記帳・保存すれば、青色申告を行えます
(簡易方式)

※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の**3月15日**までに
所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

農業収入の減少を広く補償

収入保険に
加入できます

加入申請時に青色申告の実績が**1年分**
あれば加入できます

※ 平成31年分の青色申告の実績が揃えば、平成33年1月からの
収入保険に加入できます。

メリットも
たくさん！

最高で65万円の特別控除！
損失額の**繰越し**や**繰戻し**ができる！
専従者の給与額を**必要経費**に算入できる！
農業経営基盤強化準備金制度が使える！

青色申告については、税務署、JA、農業会議、農業経営相談所などへお尋ねください。
収入保険については、最寄りの農業共済組合へお尋ねください。



←国税にかかる相談窓口はこちら
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>

全国農業共済組合連合会の連絡先はこちら
TEL : 03-6265-4800(代)
URL : <http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



青色申告についてはコチラから

青色申告

検索

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm>



収入保険の情報はコチラから

農業 収入保険

検索

http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html

収入保険の概要

加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

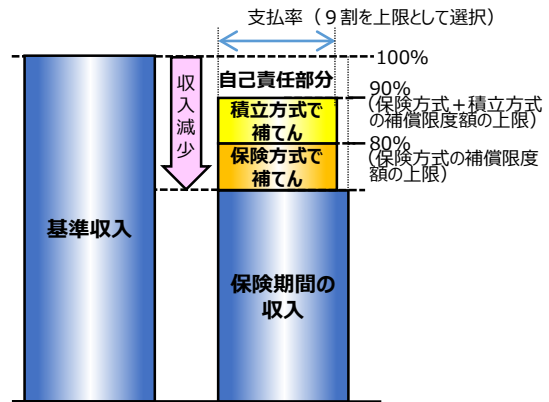
対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

<収入保険の補てん方式>

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合



過去5年間の平均収入（5中5）を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。

※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに補てんされます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。

※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

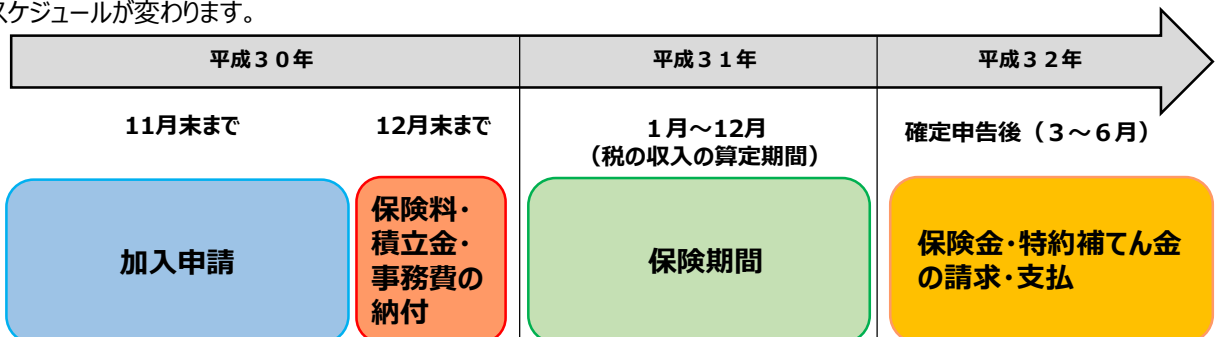
★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、[どちらかを選択して加入](#)します。

加入・支払等のスケジュール

※ 保険期間が平成31年1月～12月の場合のイメージです。

※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）

お問い合わせ先

・最寄りの農業共済組合、全国農業共済組合連合会
・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7147）

（2019.3）